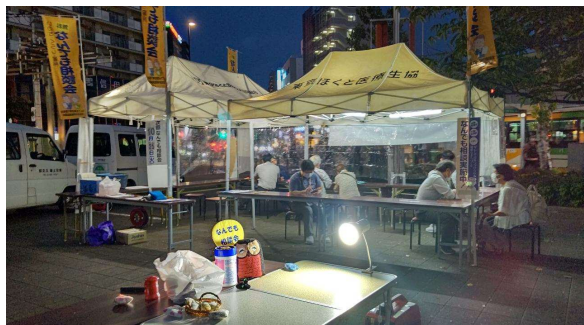


なんでも相談会だより

No.34 2025.6.18 なんでも相談会実行委員会

住まいは人権 生活保護受給後の無料低額宿泊所の課題



5月27日(火)王子駅前三角公園に於いて84回目となる「なんでも相談会」が開催され相談に来られた方は8名でした。区内店舗の雨漏りに東京土建労働組合が、生活音に関する団地のご近所トラブルにほくと看護師らが相談にのりました。他に、夫が入所中の遺族年金の相談、実家の土地境界の相談、身に覚えのない携帯電話の請求書の相談などがありました。

他区で生活保護を受給していたOさんは、入所した無料低額宿泊所での人間関係や、一日650円しか支給されない状況に悩んだ結果、再度ホームレスに。8年前に住んでいた北区に戻ってきて野宿しているところを相談会場につながりました。生活保護などの困窮者を社会復帰させるはずの無料宿泊所(シェルター)内での、身分証明書を取り上げて高額的生活費を請求するといった人権が脅かされるような実態(貧困ビジネス)がメディアでも報道されています。北法律事務所の弁護士が同行再度申請することになりました。区民要求実現北区連絡会への北区役所からの回答によると北区でも昨年134名が無料低額宿泊所に入所し、そのうちアパートに移住できたのは22名ということです。生活保護は受給できても、受給後の住まい、無料低額宿泊所に課題が残るのが実態です。

8050世帯の困窮

去年の相談事例 病気をきっかけに困窮

- 賃貸住宅にお住まい、2年前に足を痛め仕事をやめ無年金。「50代の子どもと二人暮らしですが8万円の家賃を払うのが厳しくなっている。」 70代後半の女性
- 両親区内の病院に入院中の医療費で、ひとまず年金と貯金で対応しているが生活は苦しい。50代後半男性

<相談員> 7人 相談件数 8件

東京北法律事務所: 弁護士

東京ほくと: 医師 看護師

MSW

北区民商:

東京土建:

<事務局・要員>

ほくと職員:

相談会事務局:

<主催者合計> 11人

今年の定例開催は6月24日、7月、8月、9月(第五)、10月、11月の第四火曜日に定例で行います。ご相談はお電話でも受け付けています。

主催: なんでも相談会実行委員会

お問い合わせ: 東京ほくと組織部・山崎 森松まで (TEL: 03-3913-9100)